

「全国音楽療法士養成協議会」設立要綱

平成12年4月24日

（趣旨）

- 1、音楽療法とは、music therapy（ミュ - ジック・セラピ - ）の訳語で、「精神や身体に障害をもつ者などに、音楽を鑑賞させたり歌唱・演奏をさせて、その治療に役立たせるもの。」と解説されているが、本協議会の目指すものは、あくまでも、音楽を通して、高齢者や障害者等の心身の機能回復を図ることに加えて、障害をもつ子どもたちに生きる力をはぐくむこと、高齢者の心を癒す療法などを行う有為な人材を養成することを目的とした組織として設立する。
- 2 高齢者や障害者等の心身の機能回復を図ることに加えて、社会福祉施設に入所する障害をもつ子どもたちや高齢者を対象に音楽療法を行う者を音楽療法士（1種、2種）と称する。
- 3、音楽療法士（1種、2種）を養成する組織の名称は、「全国音楽療法士養成協議会」とする。

（設立当初の会員）

- 1、設立当初の会員には、当面、日本私立短期大学協会加盟の音楽系学科設置短期大学並びに加盟校が併設する音楽系大学に対して、その加盟を呼かける。
- 2、設立当初は、全国音楽療法士養成協議会の「設立準備会」を設けることとし、その事務所は、東京都千代田区九段北4丁目2番25号におく。

（事業）

本協議会の事業は、次の通りとする。

- 一、音楽療法士（1種、2種）の養成
- 二、音楽療法に関する情報の収集・提供及び調査研究
- 三、音楽療法に関する各種資料の刊行
- 四、その他目的を達成するために必要な事業